

熊本県社会的養育推進会議設置要項

(目的)

第1条 熊本県社会的養育推進計画（以下「計画」という。）についての評価、進捗管理等を行うことを目的として、「熊本県社会的養育推進会議（以下「会議」という。）」を設置する。

(所掌)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 計画についての評価、進捗管理
- (2) 社会的養育推進にかかる協議及び提言

(組織)

第3条 会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 会議に会長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(代理出席)

- 第4条 委員がやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長の了承を得て、その権限を代行できる者を代理人として出席させることができる。
- 2 前項の規定により出席する代理人は委任状を会長に提出しなければならない。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は必要と認めるときは、会議の構成委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局を熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課に置く。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会議の委員の同意を得て別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和3年（2021年）6月4日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年（2022年）8月15日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年（2025年）7月18日から施行する。

別表（第3条関係）

所 属	役職	氏名
熊本県里親会	会長	岩見 照也
熊本県養護協議会	会長	堀 浄信
熊本県臨床心理士・公認心理師協会	臨床心理士、公認心理師	高野 浩美
熊本大学大学院 教育学研究科	シニア教授	濱平 清志
熊本県弁護士会	弁護士	福井 春菜